

キルギス入国時の PCR 検査陰性証明書の有効起算日時の変更について

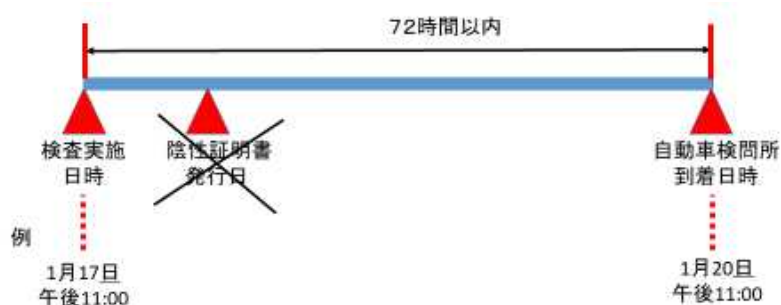
令和3年1月22日

●陸路からキルギスへの入国時に必要な PCR 検査陰性証明書の有効起算日時が変更となります。

●現在、キルギスに陸路にて自動車検問所から入国する場合、入国する120時間（5日間）以内に発行された PCR 検査陰性証明書（以下「陰性証明書」とします。）の提示が必要です。

キルギス外務省によると、令和3年1月23日から、入国する72時間（3日間）以内に発行された陰性証明書の提示が必要となります。

●キルギス政府は、陰性証明書の有効起算日を「72時間（3日間）」としていますが、キルギス外務省の補足説明によると、起点日時は検査実施日時となります。（陰性証明書発行日とする空路とは異なります。）具体的には以下のとおりです。



●なお、空路からキルギスへ入国する外国人及び無国籍者に対する入国措置は、現時点変更はありません。しかし状況は流動的ですので、常に最新の情報を確認してください。

参考 URL: <https://www.kg.emb-japan.go.jp/information/nyuukokusochi.pdf>

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>